破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４５号
茨城県水戸市緑町３丁目４番12号　キャッスル緑町203号
破産者　打越　　司
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７０号
茨城県取手市東２丁目８番45―302号
破産者　笠間　孝成
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３５０号
仙台市青葉区折立５丁目４番６　県営折立住宅６－103号、住民票上の住所仙台市泉区黒松３丁目１番19―103号
破産者　熊谷　　綾（旧姓岩崎）
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４０７号
仙台市宮城野区安養寺２丁目28番28号　さつき荘103
破産者　上村　三六
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
茨城県日立市大沼町３丁目32番１号
破産者　鈴木　秀文
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３５６号
群馬県前橋市大胡町148番地７
破産者　大矢　幸江
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０４号
群馬県伊勢崎市田部井町３丁目2209番地１　コンテッサ206
破産者　阿久津亜由美
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７０６号
埼玉県川口市北原台３丁目６番９号　ウエルハウス北原台
破産者　原口　精久
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７１５号
さいたま市北区東大成町１丁目61番地３
破産者　長塚　和俊
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
愛知県蒲郡市竹谷町錦田27番地３
破産者　尾崎　喬英
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１７７号
愛知県豊川市伊奈町新屋50番地１　ルミエール西小坂井102号
破産者　大仲　雅和
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１３０号
滋賀県東近江市宮川町691番地176、前住所滋賀県近江八幡市西生来町1462番地
破産者　川村　文雄
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２６号
滋賀県東近江市福堂町1790番地１（開始決定時の住所）滋賀県東近江市林町426番地６、店舗の所在地滋賀県東近江市五個荘石塚町240番地２
破産者　カーハウスエリートこと　田井中喜三美
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３７号
滋賀県東近江市小池町65番地、開始決定時の住所滋賀県近江八幡市安土町上出1001番地３
破産者　島田　則幸
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１３１０号
大阪市東淀川区南江口１丁目２番110号
破産者　永島　輝彦
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３３８号
大阪府豊中市服部南町３丁目10番17号
破産者　小野　清華（旧姓坂本）
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部